

基本規程	0 0 1	定 款	総務部
------	-------	-----	-----

株式会社アルファ

定 款

第1章 総 則

第1条 (商号)

当社は、株式会社アルファと称し、英文では、ALPHA CO., LTD. と表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 広告等販売促進用品の企画、製作および販売ならびに情報の企画、編集および販売
- 2 通信システム、コンピュータによる情報の収集、処理、提供ならびに出版物・印刷物・映像物の製作および販売業
- 3 日用雑貨、衣料品、装身具の輸入、卸・販売業務
- 4 省エネルギー・エコロジー商品の企画、販売
- 5 通信機器の販売代理店業
- 6 生命保険の募集に関する業務
- 7 損害保険代理業
- 8 不動産の賃貸および管理
- 9 印刷業
- 10 酒類販売業
- 11 総合レンタルおよびリース業
- 12 古物営業法に基づく古物営業および古物競りあっせん業
- 13 前各号に附帯関連する一切の事業

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を岡山市に置く。

第4条 (機関の設置)

当社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

第5条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告をおこなうことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第2章 株 式

第6条 （発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、3,600,000株とする。

第7条 （単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条 （株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

第9条 （株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

第10条 （単元未満株式の買増請求）

単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

第11条 （単元未満株主の権利）

当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 法令により定款をもってしても制限することができない権利
- 2 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 3 単元未満株式買増請求をする権利

第3章 株 主 総 会

第12条 （基準日）

当会社は、毎年8月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第13条 （招集の時期）

当会社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集する。

第14条 （招集権者および議長）

株主総会は、社長が招集し、その議長となる。社長に事故あるときは、取締役会において、あらかじめ定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

第 15 条 （決議要件）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもっておこなう。

2. 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもっておこなう。

第 16 条 （株主総会参考書類等の電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 17 条 （議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

第 18 条 （員数）

当社に取締役 7 名以内を置く。

第 19 条 （選任）

取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第 20 条 （任期）

取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

第 21 条 （代表取締役および役付取締役）

取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会の決議により、会長および社長各 1 名ならびに副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

第 22 条 （取締役会）

取締役会は、社長が招集し、その議長となる。社長に事故あるときは、取締役会において、あらかじめ定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前に各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。
3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
4. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

第 5 章 監査役および監査役会

第 23 条 （員数）

当会社に監査役 5 名以内を置く。

第 24 条 （選任）

監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。

第 25 条 （任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

第 26 条 （常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

第 27 条 （監査役会）

監査役会の招集通知は、会日の 3 日前に各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

第 6 章 取締役、監査役および会計監査人の責任免除

第 28 条 （損害賠償責任の一部免除）

当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であつた者を含む。）および監査役（監査役であつた者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、監査役および会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額の範囲内とする。

第 7 章 計 算

第 29 条 （事業年度）

当社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までとする。

第 30 条 （剰余金の配当）

株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当をおこなうことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 2 月末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をおこなうことができる。

第 31 条 （自己株式の取得）

取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得をおこなうことができる。

第 32 条 （配当金の除斥期間）

期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。

平成 8 年 1 1 月 2 8 日改訂

平成 1 0 年 1 1 月 2 7 日改訂

平成 1 1 年 1 1 月 2 6 日改訂

平成 1 2 年 1 1 月 2 9 日改訂

平成 1 3 年 1 1 月 2 8 日改訂

平成 1 4 年 1 1 月 2 7 日改訂

平成 1 5 年 1 1 月 2 7 日改訂

平成 1 7 年 1 1 月 2 5 日改訂

平成 1 8 年 1 1 月 2 9 日改訂

平成 2 1 年 1 1 月 2 7 日改訂

平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日改訂

平成 2 7 年 1 1 月 2 6 日改訂

平成 2 8 年 1 1 月 2 8 日改訂

平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日改訂

令和 4 年 1 1 月 2 5 日改訂

令和 6 年 1 1 月 2 7 日改定